

■高松市立みんなの病院 令和8年度 会計年度任用職員 募集要項

高松市立みんなの病院では、令和8年度採用の会計年度任用職員を、次のとおり募集します。
 ※募集予定は随時更新しており、併願も可能です。

■ 採用日 令和8年8月1日

■ 任用期間等

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績等により、次年度以降、引き続き任用される場合があります。

■ 募集内容

職種	人数	主な仕事の内容	勤務時間	休日	給 与			必要な資格	区分
					月額 (地域手当含む)	期末勤勉手当 (6月・12月計) ※4月採用の場合 の金額、採用月によ り減額あり。	R8年度参考額 (採用1年目)		
看護師	1人	看護業務全般（病棟勤務、夜勤あり） ※看護師の給料月額、経験年数による加算有 ※夜間看護に係る手当支給有	●3交替制（7.75H） 8:30～17:15 16:15～25:00 0:30～9:15	4週8休 休日出勤有	¥274,664	¥830,170	¥4,126,138	・看護師免許	[3交替制] フルタイム
					～ ¥283,712	～ ¥857,518	～ ¥4,262,062		
看護師	3人	看護業務全般（外来） ※看護師の給料月額、経験年数による加算有	●月～金曜日（7.5H） 8:30～17:00 日勤のみ	土・日曜日 国民の祝日 年末年始	¥265,802	¥803,385	¥3,993,009	・看護師免許	パートタイム
					～ ¥274,558	～ ¥829,849	～ ¥4,124,545		
看護師	1人	看護業務全般（手術室） ※看護師の給料月額、経験年数による加算有	●月～金曜日（7.5H） 8:30～17:00 日勤のみ	土・日曜日 国民の祝日 年末年始	¥265,802	¥803,385	¥3,993,009	・看護師免許	パートタイム
					～ ¥274,558	～ ¥829,849	～ ¥4,124,545		
助産師	1人	助産・看護業務全般（病棟勤務、夜勤あり） ※看護師の給料月額、経験年数による加算有 ※夜間看護に係る手当支給有	●3交替制（7.75H） 8:30～17:15 16:15～25:00 0:30～9:15	4週8休 休日出勤有	¥283,712	¥857,518	¥4,262,062	・助産師免許	[3交替制] フルタイム
					～ ¥289,640	～ ¥875,435	～ ¥4,351,115		

※給与額は、R8.4に雇用開始した場合の参考支給額を表示しています。雇用開始時期により、期末・勤勉手当額、年額は異なります。

期末・勤勉手当は6月と12月に支給します（2.325か月分×2回）。ただし初回の期末・勤勉手当は雇用期間により、減額される場合があります。（4月雇用開始の場合、6月の期末・勤勉手当は0.6975か月分）

任用前5年間の職務経験により加算される場合があります（看護師、助産師、管理栄養士等）。

※別途、交通費が支給される場合があります。

職員駐車場（無料）については、自宅から勤務地までの通勤距離が最短距離で片道5km以上の場合、保育所送迎がある場合、夜勤のある職種の場合は利用可能です。

※全ての職種に関して、時間外勤務の可能性がります。

※人事院勧告等により、給料額及び期末・勤勉手当の支給率が変動する場合があります。

別途、規定に基づき退職手当が支給される場合があります（フルタイムのみ）。

次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

■その他

休暇等	高松市病院局の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等
社会保険等	健康保険(香川県市町村職員共済組合（短期）)、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。 (週20時間未満の勤務の場合は加入しません。) (フルタイムの場合、任用後6月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後12月経過後は香川県市町村職員共済組合（一般）に加入します。)
災害補償	労働者災害補償保険制度が適用されます。 (フルタイムの場合、任用後12月経過後は地方公務員災害補償法が適用されます。)
服務等	・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市病院局会計年度任用職員として正式採用となります。 ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。 (ただし、パートタイムの場合、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。) ・1会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります（4会計年度の範囲内、ただし看護師・助産師は8会計年度の範囲内）。

申込手続等

募集期間	応募者が一定数に達し次第、締め切ります。
提出書類	履歴書（写真貼付）、職務経歴書、必要な職種のみ免許証（写） ※職務経歴書を忘れる方が多いので、ご注意ください。履歴書＝職務経歴書ではありません。 ※履歴書に希望職種を記載してください。複数職種に併願する場合は、希望順位をお書きください。
提出方法	高松市立みんなの病院事務局総務課まで提出してください。申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書きしてください。 ※ハローワークを経由して応募する場合は、紹介状を提出してください。
選考方法	面接（実施日時は、別途連絡します。） ※応募多数の場合、書類選考を行うことがあります。
申込・問合せ先	高松市立みんなの病院 事務局総務課 総務係 会計年度任用職員担当 〒761-8538 高松市仏生山町甲847番地1 TEL 087-813-7171（代） 内線2105